

○生駒市体育施設条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、体育施設の設置及び管理並びに生駒市都市公園条例(昭和45年3月生駒市条例第16号)に定める公園施設のうち運動施設(以下「公園体育施設」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 公園体育施設の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設及び公園体育施設(以下単に「体育施設」という。)は、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(平21条例29・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、体育施設の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(指定の手続)

第3条の3 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、体育施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 体育施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(管理の基準)

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、体育施設の管理を行わなければならない。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(業務の範囲)

第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第14条に規定する入館及び入場の制限に関すること。
 - (2) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。
 - (3) 第12条に規定する設備の許可に関すること。
 - (4) 体育施設の維持管理に関すること。
 - (5) その他教育委員会が必要と認める業務
- 2 前項の規定にかかわらず、生駒山麓公園テニスコートを除く体育施設(以下「利用料金対象体育施設」という。)の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。

(平17条例19・追加、平21条例29・平26条例26・令元条例9・一部改正)

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(平17条例19・平21条例29・一部改正)

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき(指定管理者が特に必要があると認める場合を除く。)
- (3) 体育施設を汚損するおそれがあるとき。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(平7条例14・平17条例19・平21条例29・平23条例30・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 体育施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(平7条例14・平17条例19・平21条例29・一部改正)

(本市の免責)

第7条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(平17条例19・平21条例29・一部改正)

(使用料及び利用料金)

第8条 体育施設(利用料金対象体育施設を除く。)の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 利用料金対象体育施設の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 3 使用料及び利用料金は、別表第3のとおりとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールに係る利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 第2項の規定により納付された利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。
- 5 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金についてプリペイドカード又は定期利用券を発行することができる。
- 6 前項に定めるもののほか、プリペイドカード及び定期利用券の金額その他これらの発行及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例29・全改・一部改正)

(使用料等の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

- 2 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平21条例29・一部改正)

(使用料等の還付)

第10条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平21条例29・全改・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平21条例29・一部改正)

(設備)

第12条 使用者は、体育施設の使用に関し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例19・平21条例29・一部改正)

(原状回復義務)

第13条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平21条例29・一部改正)

(入館及び入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。)を携行する者
- (4) プールへ入場しようとする小学校第2学年以下の者で、成年者の引率がないもの
- (5) 体育施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (6) 体育施設の管理上支障がある者
- (7) その他指定管理者が不適当と認める者

(平17条例19・追加、平21条例29・令4条例11・一部改正)

(損害の賠償)

第15条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、体育施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例19・旧第14条繰下、平21条例29・一部改正)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料及び利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

(平21条例29・全改・一部改正)

別表第1(第2条関係)

(平2条例15・平3条例1・平3条例8・平12条例26・平21条例7・平21条例29・平26条例14・平26条例26・平28条例36・一部改正)

(1) 体育館

名称	位置
生駒市生駒北スポーツセンター体育館	生駒市高山町166番地2
生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地
生駒市市民体育館	生駒市門前町9番20号
生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町1629番地
生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町1766番地1

(2) 武道館

名称	位置
生駒市武道館	生駒市門前町9番20号

(3) グラウンド

名称	位置
生駒市生駒北スポーツセンター野球場	生駒市高山町166番地2
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町166番地2
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町166番地2

生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目5077番地
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和3丁目5077番地
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町1629番地
生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町957番地

(4) テニスコート

名称	位置
生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町166番地2
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町201番地21

(5) プール

名称	位置
生駒市井出山屋内温水プール	生駒市小平尾町956番地1

別表第2(第2条関係)

(平4条例13・平9条例9・平10条例35・平12条例26・平21条例29・一部改正)

(1) 体育館

名称	位置
生駒市総合公園体育館	生駒市小明町1807番地1
むかいやま公園体育館	生駒市萩原町673番地

(2) グラウンド

名称	位置
イモ山公園グラウンド	生駒市北田原町2476番地8
生駒市総合公園グラウンド	生駒市小明町1807番地1
生駒市健民グラウンド	生駒市元町2丁目11番
むかいやま公園グラウンド	生駒市萩原町673番地

(3) テニスコート

名称	位置
イモ山公園テニスコート	生駒市北田原町2476番地8
生駒市総合公園テニスコート	生駒市小明町1807番地1
滝寺公園テニスコート	生駒市元町2丁目11番
生駒山麓公園テニスコート	生駒市俵口町2088番地
むかいやま公園テニスコート	生駒市萩原町673番地
生駒市健民テニスコート	生駒市元町2丁目11番

(4) プール

名称	位置
イモ山公園プール	生駒市北田原町2476番地8
滝寺公園プール	生駒市元町2丁目14番

(5) 相撲場

名称	位置
----	----

生駒市総合公園相撲場	生駒市小明町1807番地1
------------	---------------

別表第3(第8条関係)

(平2条例15・平3条例8・平3条例30・平4条例13・平5条例6・平6条例17・平7条例14・平8条例8・平9条例9・平10条例8・平10条例35・平14条例24・平17条例19・平21条例7・平21条例29・平25条例25・平25条例41・平26条例14・平26条例26・平26条例41・平28条例36・令元条例9・令4条例11・一部改正)

1 体育館

区分			(午前) 9:00~12:00	(午後) 12:00~15:00	(夕方) 15:00~18:00	(夜間) 18:00~21:00
生駒市生駒北スポーツセンター体育館 生駒市市民体育館 生駒市総合公園体育館	アマチュアスポーツ	体育室全面	3,770円	3,770円	3,770円	3,770円
		体育室半面	1,890円	1,890円	1,890円	1,890円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		17,290円	17,290円	17,290円	17,290円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		63,380円	63,380円	63,380円	63,380円
	会議室		520円	520円	520円	520円
	多目的室		1,260円	1,260円	1,260円	1,260円
生駒市北大和体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館	アマチュアスポーツ		1,890円	1,890円	1,890円	1,890円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		8,640円	8,640円	8,640円	8,640円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		31,690円	31,690円	31,690円	31,690円
	会議室		520円	520円	520円	520円
むかいやま公園体育館	アマチュアスポーツ		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		10,130円	10,130円	10,130円	10,130円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		37,160円	37,160円	37,160円	37,160円

備考

- 1 「体育室半面」とは、体育室の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 会議室使用の場合、机及び椅子は利用料金に含む。
- 3 次に掲げる者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する中学生以下の者
 - (2) 市内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在学する者
 - (3) 指定管理者が前2号に準ずると認める者

- (4) 市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者
- (5) 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者(生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。)
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
- (1) 児童生徒、障がい者等(前項第1号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。)
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 平群町内に住所を有する者(生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。)
- 5 上表の利用料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 武道館

区分				(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～21:00
生駒市武道館	専用使用	アマチュアスポーツ	全面	2,510円	2,510円	2,510円
			半面	1,260円	1,260円	1,260円
		アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		11,180円	11,180円	11,180円
		指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		42,250円	42,250円	42,250円
	個人使用			1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円

備考

- 1 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 児童生徒、障がい者等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
- (1) 児童生徒、障がい者等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- 4 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

3 グ라운드

区分			(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～19:00	(夜間) 17:00～21:00
生駒市生駒 北スポーツ センター野球 場	アマチュアスポーツ		1,680円	1,680円	630円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		6,910円	6,910円	3,460円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		25,350円	25,350円	12,680円	
生駒市生駒	アマチュア	全面	4,190円	4,190円		4,190円

北スポーツ センターグラ ウンド	スポーツ	半面	2,090円	2,090円		2,090円
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)		17,290円	17,290円		17,290円
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合		63,380円	63,380円		63,380円
生駒市生駒 北スポーツ センターグラ ウンドランニ ングトラック	個人使用	大人(障が い者等を 除く。以下 同じ。)	1人につき1回 210円			
		小人及び 障がい者 等	1人につき1回 100円			
生駒市北大 和グラウンド むかいやま 公園グラウン ド	アマチュアスポーツ		1,360円	1,360円	520円	
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)		6,910円	6,910円	3,460円	
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合		25,350円	25,350円	12,680円	
生駒市北大 和野球場 生駒市井出 山グラウンド	アマチュアスポーツ		1,680円	1,680円		1,680円
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)		6,910円	6,910円		6,910円
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合		25,350円	25,350円		25,350円
イモ山公園 グラウンド 生駒市総合 公園グラウン ド 生駒市健民 グラウンド	アマチュアスポーツ		1,360円	1,360円		1,360円
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)		6,910円	6,910円		6,910円
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合		25,350円	25,350円		25,350円
生駒市小平 尾南少年グ ラウンド	アマチュアスポーツ		630円	630円		630円
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)		3,460円	3,460円		3,460円
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合		12,680円	12,680円		12,680円

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者

手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者をいう。

4 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。

5 児童生徒、障がい者等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。

6 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者がむかはやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

7 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

(2) 市内に住所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 平群町内に住所を有する者(むかはやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合に限る。)

8 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の1.5倍に相当する額とする。

9 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分		9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート 生駒市浄化センターテニスコート (砂入り人工芝型) イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,260円	1コートにつき 1,260円	1コートにつき 1,260円	1コートにつき 1,260円	1コートにつき 1,050円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	
生駒市浄化センターテニスコート (全天候型) 生駒市健民テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 730円	1コートにつき 730円	1コートにつき 730円	1コートにつき 730円	1コートにつき 630円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 3,460円	1コートにつき 3,460円	1コートにつき 3,460円	1コートにつき 3,460円	1コートにつき 3,460円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 12,680円	1コートにつき 12,680円	1コートにつき 12,680円	1コートにつき 12,680円	1コートにつき 12,680円	
生駒市総合	アマチュア	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき	1コートにつき

公園テニスコート	スポーツ	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円
生駒山麓公園テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円	1コートにつき 5,190円
むかいやま公園テニスコート	指定管理者が特に必要があるとする営利利用の場合	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円	1コートにつき 19,010円

備考

- 1 児童生徒、障がい者等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者が生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒、障がい者等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 平群町内に住所を有する者(生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合に限る。)
- 4 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

5 プール

区分			(午前)10:00～12:00	(午後)13:00～17:00
イモ山公園プール 滝寺公園プール	個人使用	大人	1人につき 210円	1人につき 310円
		小人及び障がい者等	1人につき 100円	1人につき 210円
	団体使用	大人	1人につき 160円	1人につき 210円
		小人及び障がい者等	1人につき 50円	1人につき 160円

備考

- 1 「団体」とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者をいう。
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒、障がい者等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 5 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

6 相撲場

区分		(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～19:00
生駒市総合 公園相撲場	アマチュアスポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1,730円	1,730円	1,730円
	指定管理者が特に必要がある と認める営利使用の場合	6,340円	6,340円	6,340円

備考

- 1 児童生徒、障がい者等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒、障がい者等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

7 附属設備

市長の定める額

別表第4(第8条関係)

(平21条例29・追加、平25条例41・一部改正)

1 当日使用

区分	金額
プールのみ	1人につき840円以内
プール及びトレーニングジム	1人につき1,260円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

2 月間使用(技術指導有り)

区分	金額
プール、トレーニングジム及びスタジオ	1人につき7,330円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。